

令和6年2月6日
みどり33推進担当部
みどり政策課

東京都市計画公園の変更について（第5・6・20号祖師谷公園）

1 主旨

都立祖師谷公園は、昭和18年に旧都市計画法の祖師ヶ谷緑地として決定し、その後、昭和32年に面積約53.33haの祖師ヶ谷公園として都市計画決定された。そのうち約9haは、東京都が都立祖師谷公園として開園し、仙川の両岸に運動広場や原っぱを整備した区民の憩いの場としての役割を果たしている公園である。

本件は東京都決定の案件であり、この度、標記の件について、東京都より都市計画法第18条に基づく意見照会があつたため報告する。

2 これまでの経緯

昭和32年12月 都市計画決定

昭和50年 6月 都立祖師谷公園開園（以降、区域の拡張）

平成16年 1月 補助54号線事業認可取得（祖師ヶ谷公園重複部分）

令和 6年 1月 東京都より都市計画法第18条に基づく意見照会

3 変更の概要

- 都市計画道路事業の進捗に伴い、重複する都市計画道路補助第54号線（上祖師谷）の区域等を、都市計画公園の区域から削除する。
- 既に開園済みの区域及び地形地物との整合を図るため、都市計画公園の区域を一部追加する。
- 現在の都市計画法の公園種別等と整合を図るため、種別や名称の変更を行う。

【主な変更点 別紙詳細図のとおり】

	変更前（現計画）	変更後
種別	大公園	総合公園
名称	第31号祖師ヶ谷公園	第5・6・20号祖師谷公園
面積	約53.3ha	約58.3ha ・追加区域 約0.20ha ・削除区域 約0.14ha ・錯誤面積 約4.92ha
区域	別紙「東京都市計画公園計画図」のとおり	

既決定面積に錯誤があり、精査を行ったため

4 今後のスケジュール（予定）

都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧手続き、東京都による東京都都市計画審議会への付議のスケジュールについては、改めて区議会議員へ情報提供する。

なお、都市計画法第18条に基づく区への意見照会については、世田谷区都市計画審議会への諮詢を経て、回答を行う。

東京都市計画公園の変更（東京都決定）

東京都市計画公園中第31号祖師ヶ谷公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
総合公園	第5・6・20号	祖師谷公園	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷三丁目、上祖師谷四丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、祖師谷六丁目、成城七丁目及び成城九丁目各地内	約58.3ha	園路、広場、修景施設、遊戯施設、休養施設等

「区域は、計画図表示のとおり」

理由： 都市計画公園の配置及び都市施設との整合を検討した結果、本公園へのアクセス及び防災機能の向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

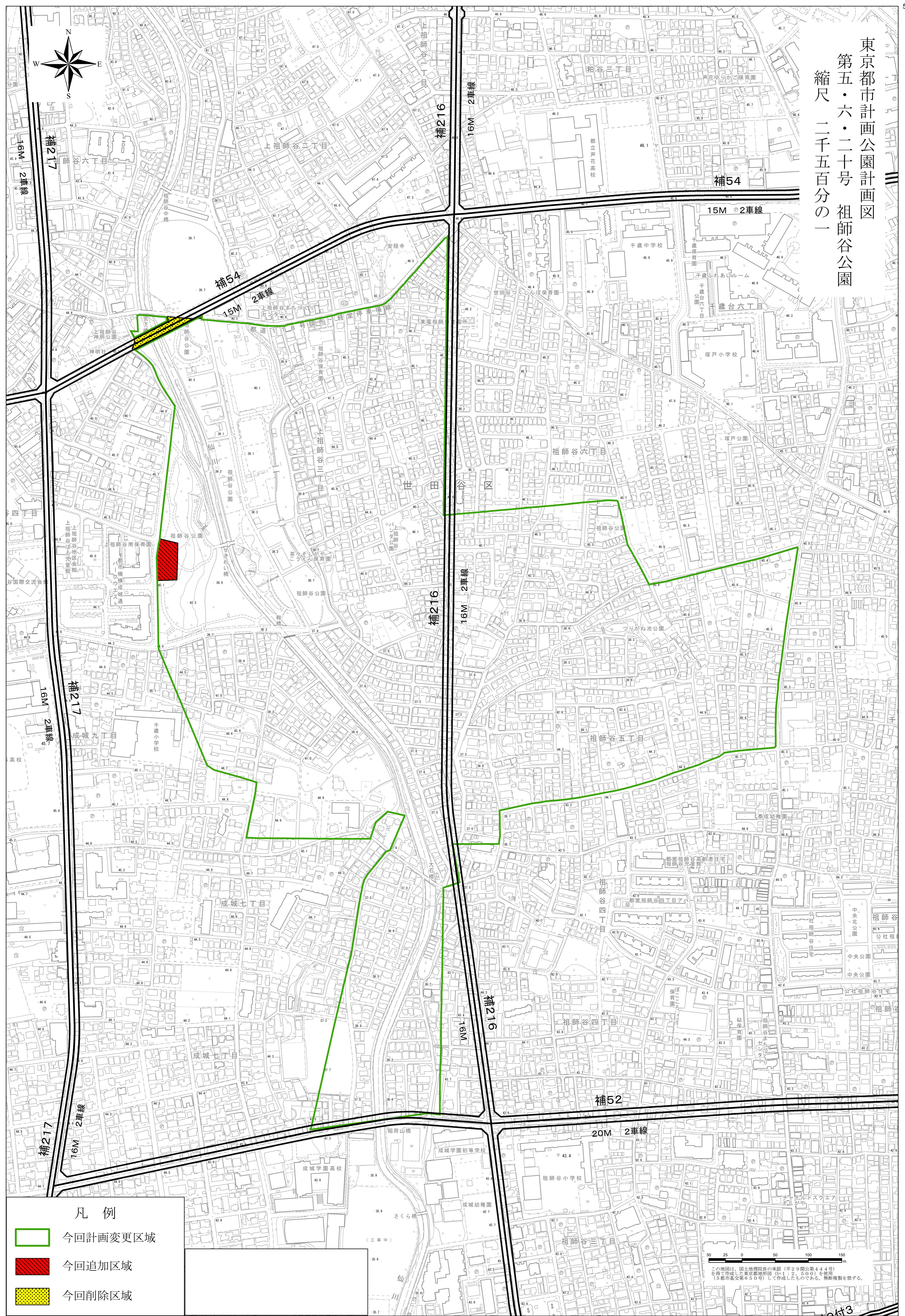
新旧対照表

新 旧	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
新	総合公園	第5・6・20号	祖師谷公園	世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷三丁目、上祖師谷四丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、祖師谷六丁目、成城七丁目及び成城九丁目各地内	約58.3ha	種別、名称、位置、区域及び面積の変更 面積変更の内訳 追加区域 約0.20ha 削除区域 △約0.14ha 錯誤面積 約4.92ha
旧	大公園	第31号	祖師ヶ谷公園	世田谷区祖師ヶ谷町二丁目地内	約53.3ha	

変更概要

名 称	変 更 事 項	
第5・6・20号 祖師谷公園	1 種別の変更 2 名称の変更 3 位置の変更 4 区域の変更 5 面積の変更	大公園 → 総合公園 第31号祖師ヶ谷公園 → 第5・6・20号祖師谷公園 世田谷区祖師ヶ谷町二丁目地内 → 世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷三丁目、上祖師谷四丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、祖師谷六丁目、成城七丁目及び成城九丁目各地内 計画図表示のとおり 約53.3ha → 約58.3ha 面積変更の内訳 追加区域 約0.20ha (世田谷区上祖師谷二丁目及び上祖師谷四丁目地内) 削除区域 △約0.14ha (世田谷区上祖師谷三丁目及び上祖師谷四丁目地内) 錯誤面積 約4.92ha

東京都市計画公園計画図
第五・六・二十号 祖師谷公園
縮尺 二千五百分の一



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第5・6・20号祖師谷公園

2 理由

本公園は、世田谷区の西部に位置する面積約 53.3 ヘクタールの総合公園であり、約 10.1 ヘクタールが都立公園や区立公園として開園し、都民に親しまれている。

「世田谷区都市整備方針 第二部「地域整備方針」（平成 27 年 4 月）」において、本公園が位置する砧地域および烏山地域は、「安全で災害に強いまちをつくる」とこととされ、都市計画道路補助第 54 号線（以下、「補助 54 号線」という。）等の沿道は、後背の住環境と調和を図りつつ、住宅と店舗などが共存するとともに、延焼遮断帯を形成する防災性の高い土地利用を目指すとされている。

また、「世田谷区みどりの基本計画」（平成 30 年 4 月）においては、本公園は、みどりの拠点として位置付けられており、本公園の一部は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例）に基づく避難場所とされているほか、運動広場は、「東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）」において、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地および災害時臨時離着陸場候補地に指定されており、防災上の機能の担保が重要である。

一方、本公園は、補助 54 号線と重複する区域があり、都市施設の整合を図る必要がある。

今回、本公園へのアクセス向上による地域の防災性の向上等が期待される補助 54 号線の事業進ちょくに伴い、重複する 0.14 ヘクタールの区域を削除するとともに、本公園に隣接し供用している区域等 0.20 ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

なお、面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。